

第65回 四万十市美術展開催要項

- 1 趣 旨 個性豊かな文化の創造と振興を図り、人と文化がいきいきとかがやくまちづくりを目的とし、市民が広く美術に親しむ機会と自ら参加する場を提供するため、四万十市美術展（以下「美術展」という。）を開催する。
- 2 呼 称 この美術展の呼称は、「第65回四万十市美術展」とする。
- 3 主 催 四万十市・四万十市教育委員会・高知新聞社・RKC高知放送
- 4 主 管 四万十市美術展運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- 5 期 間 美術展の開催期間は、令和5年11月22日（水）から令和5年11月26日（日）までとする。
- 6 開 場 時 間 午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時までとする。
- 7 会 場 四万十市田野川1240番地 田野川小学校体育館
- 8 部 門 美術展は次の6つの部門で構成する。
 - (1) 洋画部
 - (2) 日本画部
 - (3) 書道部
 - (4) 写真部
 - (5) 工芸部
 - (6) グラフィックデザイン部
- 9 賞 美術展の賞は、次のとおりとする。
 - (1) 招 待 過去に審査員を委嘱された者の中から運営委員会が決定する。
 - (2) 無鑑査 特選（または美術展大賞・記念大賞）を3回受けた者は、次に出品した作品から無鑑査とする。なお、無鑑査の者は後進の範となるべく、積極的に出品するものとする。
 - (3) 推 薦 特選を受けた者が次に出品した作品を推薦とする。

（裏面に続く）

- (4) 特 選 市長賞・市議会議長賞・教育長賞
- (5) 褒 状
- (6) 新人賞
- 10 審 査 各部門において、四万十市教育委員会が委嘱した審査員による。
- (1) 洋 画： 堀内 理香
- (2) 日 本 画： 上田 明德
- (3) 書 道： 濱田 尚川
- (4) 写 真： 佐藤 邦昭
- (5) 工 芸： 吉光 誠之
- (6) グラフィックデザイン： 竹内 研介
- 11 審 査 日 令和5年11月14日（火）午前10時30分から
- 12 研 究 会 審査終了後に全審査員による作品研究会を行う。
- ※一般参加できます。（予定：午後3時～4時）
- 13 表 彰 式 令和5年11月25日（土）午前10時30分から 四万十市社会福祉センター
大会議室（右山五月町）にて行う。
- 14 入場整理費 一般 100円 、 高校生以下及び療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・
身体障害者手帳の各所持者とその介護者1名 無料
- 15 募 集 要 項 別紙のとおり

第65回 四万十市美術展募集要項

- 1 部 門 洋画、日本画、書道、写真、工芸、グラフィックデザイン
- 2 出品資格 幡多郡下市町村及び四万十町在住者又は出身者で、作品搬入日において満15歳以上の者。ただし、中学生は出品できない。
- 3 出品規格等 出品点数は各部門1人3点以内。(ただし、会場の都合により出品作品のすべてを陳列できない場合あり。)

部 門	規 格	装 丁 等	備 考
洋 画	額装を含めて 縦1.8m・横1.8m以内	額装すること。	①20号以上はガラス不可 ②アクリルは可
日 本 画	額装を含めて 縦1.8m・横1.8m以内	額装すること。	①20号以上はガラス不可 ②アクリルは可
書 道	縦2.4m・横2.0m以内	表装・積文付き	①半折まではガラス可 ②短冊・色紙・硬筆・篆刻も可
写 真	四つ切以上全倍まで	木製パネル張り 又は額装すること。	①パネル又は額は75cm×110cm以内で厚さ3.5cm以内 ②ガラス、ビニール貼は不可
工 芸	縦・横・高さ各2m以内		展示の困難な作品は不可
グラフィック デザイン	パネル・額装を含めて B1(72.8cm×103cm)以内 厚さ18cm以内	枠張りすること。	使用文字は自由。現存作家、タレントなどの実名ならびに既存の商品、商社名などの固有名詞、実在のURLは避けること。

(1) 次のものは出品することができない。

- ア 規格外の作品
- イ 既に、他の展覧会(個展・クラブ展含む。)その他公と認められる場での展示又は刊行物に掲載されたもの。
- ウ 製作後5年を経たもの。(※ただし写真は、新旧を対比させる内容の組写真はこの限りではない)
- エ 模写したもの及び自己の作品でないもの。
- オ 他人に迷惑を及ぼすもの及び風紀を乱すと認められるもの。
- カ 搬入後、作品自体の装丁等の問題により修復の必要が生じるもの及び他の作品を傷つける恐れのあるもの。

(2) 注意義務

作品は肖像権・著作権に抵触しないよう注意すること。万一問題が起こっても、当美術展は一切の責任を負わない。

(裏面に続く)

(3) 服飾装置

出品作品の裏面には、陳列するための紐等の服飾装置を付けること。

(4) 出品票等

出品作品には裏面に作品添付票を貼付するとともに、出品票に必要事項を記入し提出すること。なお、故人の作品は、製作5年以内のもので相続人のみが出品でき、備考欄にその旨を記載すること。

(5) 出品費用

荷造運送等、出品に要する費用は全て出品者の負担とする。

(6) 出品の撤回

出品した作品は、撤回することができない。ただし、四万十市美術展運営委員会委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 審査等

(1) 作品は審査員によって陳列すべきものを決定し、陳列作品は審査を経るものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、1作品を無審査で陳列する。

ア 招待出品者の作品

イ 審査員の作品

ウ 無鑑査出品者の作品

エ 推薦出品者の作品

(2) 出品者は、審査及び陳列の位置・配列等に異議を申し立てることができない。

5 搬入日時等

(1) 日 時 令和5年11月11日(土) 午前9時から午後5時まで

令和5年11月12日(日) 午前9時から午後5時まで

(2) 場 所 四万十市田野川1240番地 田野川小学校体育館

6 搬出日時等

(1) 日 時 令和5年11月26日(日) 午後4時から午後5時30分まで

令和5年11月27日(月) 午前9時から午後1時まで

(2) 場 所 四万十市田野川1240番地 田野川小学校体育館

(3) その他 保管ができないため、搬出票を提出のうえ、必ず上記日時で搬出すること。

期間内に搬出されない場合は、主催者及び四万十市美術展運営委員会は作品に対しての責任を負わない。

7 その他

出品作品の取扱いには慎重を期するが、天災等の不慮の事故による損害に対して当美術展は一切の責任を負わない。その他、予測不能の事項に対する処理は、四万十市美術展運営委員会に一任すること。